

あゆみ保育園利用者の皆様

利用者と保育園のコミュニケーションの活性化を目指して

個人の尊重と自立支援を柱とした、社会福祉の在り方を見直すための改革が進められ平成12年6月に「社会福祉法」が成立しました。

あゆみ保育園でもこのような法改正の趣旨に沿って、利用者と保育園のコミュニケーションの活性化を目指して、「保育園を良くする委員会に関する規定」を設け、利用者皆様の要望等に的確に応え、よりよい保育園づくりを進めて参りたいと考えております。

お気づきのことがあれば、どんな小さなことでも結構ですので、積極的に保育園に対してご要望下さるようお願い致します。尚、仕組みは次の通りです。

【目的】

1. 要望等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めることを目的とします。
2. 利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者が保育サービスを適切に利用することができるよう支援することを目的とします。
3. 納得のいかないことについては、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に務める目的とします。

【申出】

1. 要望等は所定の用紙（別紙様式①）を使用し、直接保育園の受付担当者に申し出て下さい。
2. 解決責任者である園長へ直接申し出ることもできます。
3. 保育園でお願いしている第三者委員へ直接申し出ることもできます。

【ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて】

保育園に関する要望等を解決するために、あゆみ保育園では園長がその責任者とし、主任保育士が受け付け担当職員となっております。保育園に関する要望は担当職員へお申し出下さい。

また、直接保育園に言いにくい事や、何度言っても解決しないようなことを解決するため、第三者委員を設置しております。第三者委員へ、直接要望等を申し出られるか、または保育園への申し出に際し立ち会いをお願いすることができます。

